東自旅一第 737 号
東 自 監 第 279 号
東 自 保 第 110 号
東 自 整 第 155 号
令和 5 年 3 月 14 日

管内各運輸支局長　殿

自 動 車 交 通 部 長
自動車技術安全部長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

標記について、令和５年３月１３日付け国自安第１４２号の２、国自旅第４９３号の２、国自整第２５６号の２により、自動車局安全政策課長、旅客課長及び整備課長から別紙のとおり通知があったので了知願います。

東北運輸局 宮整受 -5.3.14 第100号 宮城運輸支局
東北運輸局 宮整受 -5.3.14 第148号 宮城運輸支局

【別紙】

国自安第１４２号の２
国自旅第４９３号の２
国自整第２５６号の２
令和５年３月１３日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿
各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車局安全政策課長
旅客課長
整備課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和４年１２月９日付け国自安第１１３号、国自旅第３５９号、国自整第１９０号により、その取扱いを令和５年３月３１日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）については、本取扱いを令和５年６月３０日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和５年３月３１日までとして申請（令和４年１２月３１日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和５年６月３０日までに、休車期間が１２ヶ月以上の車両については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号付けの通達の１.（２）の「３ヶ月点検」は「１２ヶ月点検」と読み替えるも

のとする。

なお、本取扱いの令和５年６月３０日以降の適用期間については、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」における分類の見直し状況を考慮しつつ、検討の上別途通知する。併せて、本通達は関係団体宛に通知していることを申し添える。

別添

国自安第１４２号
国自旅第４９３号
国自整第２５６号
令和５年３月１３日

公益社団法人日本バス協会会長　殿

国土交通省自動車局
安全政策課長
旅　客　課　長
整　備　課　長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和４年１２月９日付け国自安第１１３号、国自旅第３５９号、国自整第１９０号により、その取扱いを令和５年３月３１日まで延長しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）については、本取扱いを令和５年６月３０日までとしますので了知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

また、休車期間を令和５年３月３１日までとして申請（令和４年１２月３１日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和５年６月３０日までに、休車期間が１２ヶ月以上の車両については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号付けの通達の１.（２）の「３ヶ月点検」は「１２ヶ月点検」と読み替えるものとします。

なお、本取扱いの令和５年６月３０日以降の適用期間については、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」における分類の見直し状況を考慮しつつ、検討の上別途通知いたします。

また、本通達は各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛、別添のとおり通知していることを申し添えます。

【参考１】

国自安第２１５号の２
国自旅第３３３号の２
国自整第３５７号の２
令和２年３月３１日

東　北　運　輸　局
　自動車交通部長　殿
　自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長
旅客課長
整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について

自動車の使用者は、道路運送車両法第４８条により、定期点検を行わなければならないとされ、原則、当該自動車を抹消登録しない限り実施の義務がかかる。

一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、バス、タクシー及びハイヤーの利用者が減少しているなか、これらの交通機関は、事態が改善され次第、早急に通常の輸送力を確保する必要があるため、稼働しない事業用自動車を抹消登録せずに保有されている事業者が多数いるものと承知している。

このような状況を踏まえ、今回のコロナウイルス感染症のバス、タクシー業界に及ぼす深刻な影響やバス、タクシー事業の輸送手段としての高い公共性に鑑みて、旅客自動車運送事業者が保有する事業用自動車の定期点検について、下記のとおり取り扱うこととしたので了知されたい。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

記

１．定期点検の義務の取扱い

以下の全ての要件を満たす場合については、一時抹消登録された車両と同様、運行の用に供するものではないと解釈し、定期点検実施の義務はかからないものとする。

（１）管轄する地方運輸支局輸送担当部門に該当する車両の登録番号等、休車

期間及び休車開始時の総走行距離を記載したリストを提出する。

（２）休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させる。

２．注意事項

届出後、休車期間を変更することとなった場合は、遅滞なく管轄する運輸局に変更したリストを提出することとする。なお、リストの変更が未手続の状態で、事業用自動車の稼働が確認されたときは、道路運送法第３１条に基づく所要の措置を執ることとする。

３．本取扱いの適用期間

令和２年６月３０日までとする。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ適用期間を伸長することがある。

別　添

国自安第２１５号
国自旅第３３３号
国自整第３５７号
令和２年３月３１日

公益社団法人日本バス協会会長　殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長　殿

国土交通省自動車局
安全政策課長
旅客課長
整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について

自動車の使用者は、道路運送車両法第４８条により、定期点検を行わなければならないとされ、原則、当該自動車を抹消登録しない限り実施の義務がかかります。

一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、バス、タクシー及びハイヤーの利用者が減少しているなか、これらの交通機関は、事態が改善され次第、早急に通常の輸送力を確保する必要があるため、稼働しない事業用自動車を抹消登録せずに保有されている事業者が多数いるものと承知しています。

このような状況を踏まえ、今回のコロナウイルス感染症のバス、タクシー業界に及ぼす深刻な影響やバス、タクシー事業の輸送手段としての高い公共性に鑑みて、旅客自動車運送事業者が保有する事業用自動車の定期点検について、下記のとおり取り扱うこととしたので了知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

なお、本通達は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛に通知していることを申し添えます。

記

１．定期点検の義務の取扱い

以下の全ての要件を満たす場合については、一時抹消登録された車両と同様、

運行の用に供するものではないと解釈し、定期点検実施の義務はかからないものとする。

（１）管轄する地方運輸支局輸送担当部門へ該当する車両の登録番号等、休車期間及び休車開始時の総走行距離を記載したリストを提出する。

（２）休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させる。

２．注意事項

届出後、休車期間を変更することとなった場合は、遅滞なく管轄する運輸局に変更したリストを提出することとする。なお、リストの変更が未手続の状態で、事業用自動車の稼働が確認されたときは、道路運送法第３１条に基づく所要の措置を執る場合がある。

３．本取扱いの適用期間

令和２年６月３０日までとする。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ適用期間を伸長することがある。

【参考２】

国自安第１１号の２
国自旅第４４号の２
国自整第２７号の２
令和２年５月１２日

東 北 運 輸 局
自 動 車 交 通 部 長　殿
自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長

旅 客 課 長

整 備 課 長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号により通知しているところである。

今般、政府の緊急事態宣言が５月３１日まで延長されたことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響によるバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、本取扱いの適用期間を令和２年９月３０日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和２年６月３０日までとして申請している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を同年９月３０日までと読み替えるものとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

【参考３】

国自安第６８号の２
国自旅第１７４号の２
国自整第１３４号の２
令和２年８月２４日

東 北 運 輸 局
自 動 車 交 通 部 長　殿
自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長

旅 客 課 長

整 備 課 長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和２年５月１２日付け国自安第１１号、国自旅第４４号、国自整第２７号により、その取扱いを令和２年９月３０日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車については、本取扱いを令和２年１２月３１日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和２年９月３０日までとして申請している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を同年１２月３１日までと読み替えるものとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

【参考４】

国自安第１４８号の２
国自旅第３３３号の２
国自整第２３３号の２
令和２年１２月１０日

東 北 運 輸 局
自 動 車 交 通 部 長　殿
自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長

旅 客 課 長

整 備 課 長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和２年８月２４日付け国自安第６８号、国自旅第１７４号、国自整第１３４号により、その取扱いを令和２年１２月３１日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車については、本取扱いを令和３年３月３１日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和２年１２月３１日までとして申請（同年９月３０日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和３年３月３１日までと読み替えるものとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

【参考５】

国自安第１９１号の２
国自旅第４１５号の２
国自整第２９６号の２
令和３年２月１９日

東 北 運 輸 局
自 動 車 交 通 部 長　殿
自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長

旅 客 課 長

整 備 課 長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和２年１２月１０日付け国自安第１４８号、国自旅第３３３号、国自整第２３３号により、その取扱いを令和３年３月３１日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車については、本取扱いを令和３年６月３０日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和３年３月３１日までとして申請（令和２年１２月３１日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和３年６月３０日までに、休車期間が１２ヶ月以上の車両については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号付けの通達の１.（２）の「３ヶ月点検」は「１２ヶ月点検」と読み替えるも

のとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

【参考６】

国自安第１０号の２
国自旅第４０号の２
国自整第３１号の２
令和３年５月１４日

東 北 運 輸 局
自 動 車 交 通 部 長　殿
自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長
旅 客 課 長
整 備 課 長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和３年２月１９日付け国自安第１９１号、国自旅第４１５号、国自整第２９６号により、その取扱いを令和３年６月３０日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車については、本取扱いを令和３年９月３０日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和３年６月３０日までとして申請（令和３年３月３１日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和３年９月３０日までに、休車期間が１２ヶ月以上の車両については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号付けの通達の１.（２）の「３ヶ月点検」は「１２ヶ月点検」と読み替えるものとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

【参考７】

国自安第６１号の２
国自旅第１５５号の２
国自整第１１１号の２
令和３年８月５日

東北運輸局
自動車交通部長　　殿
自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長
旅 客 課 長
整 備 課 長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和３年５月１４日付け国自安第１０号、国自旅第４０号、国自整第３１号により、その取扱いを令和３年９月３０日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車については、本取扱いを令和３年１２月３１日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和３年９月３０日までとして申請（令和３年６月３０日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和３年１２月３１日までに、休車期間が１２ヶ月以上の車両については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号付けの通達の１.（２）の「３ヶ月点検」は「１２ヶ月点検」と読み替えるものとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

【参考８】

国自安第１１７号の２
国自旅第３３２号の２
国自整第１８５号の２
令和３年１１月２２日

東北運輸局
　　自動車交通部長　　殿
　　自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長
旅 客 課 長
整 備 課 長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和３年８月５日付け国自安第６１号、国自旅第１５５号、国自整第１１１号により、その取扱いを令和３年１２月３１日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバス、タクシー及びハイヤーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車については、本取扱いを令和４年３月３１日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和３年１２月３１日までとして申請（令和３年９月３０日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和４年３月３１日までに、休車期間が１２ヶ月以上の車両については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号付けの通達の１．（２）の「３ヶ月点検」は「１２ヶ月点検」と読み替えるものとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

【参考９】

国自安第１７２号の２
国自旅第５１３号の２
国自整第２８４号の２
令和４年３月９日

東北運輸局
自動車交通部長　　殿
自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長
旅　客　課　長
整　備　課　長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和３年１１月２２日付け国自安第１１７号、国自旅第３３２号、国自整第１８５号により、その取扱いを令和４年３月３１日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）については、本取扱いを令和４年６月３０日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和４年３月３１日までとして申請（令和３年１２月３１日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和４年６月３０日までに、休車期間が１２ヶ月以上の車両については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号付けの通達の１.（２）の「３ヶ月点検」は「１２ヶ月点検」と読み替えるものとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

別添：公益社団法人日本バス協会会長あて通知文

別添

国自安第１７２号
国自旅第５１３号
国自整第２８４号
令和４年３月９日

公益社団法人日本バス協会会長　殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

旅 客 課 長

整 備 課 長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和３年１１月２２日付け国自安第１１７号、国自旅第３３２号、国自整第１８５号により、その取扱いを令和４年３月３１日まで延長しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）については、本取扱いを令和４年６月３０日までとしますので了知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

また、休車期間を令和４年３月３１日までとして申請（令和３年１２月３１日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和４年６月３０日までに、休車期間が１２ヶ月以上の車両については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号付けの通達の１.（２）の「３ヶ月点検」は「１２ヶ月点検」と読み替えるものとします。

なお、道路運送車両法上、稼働しない車両については、必ずしも継続検査を受ける必要はなく、稼働を再開する際に改めて受検し、有効な自動車検査証の交付を受ければよいこととなっておりますので、ご参考までに申し添えます。

また、本通達は各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛、別添のとおり通知していることを併せて申し添えます。

別添：地方運輸局ならびに沖縄総合事務局あて通知文

【参考１０】

国自安第24号の2
国自旅第61号の2
国自整第59号の2
令和4年6月1日

東北運輸局
自動車交通部長　　殿
自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長
旅　客　課　長
整　備　課　長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和4年3月9日付け国自安第172号、国自旅第513号、国自整第284号により、その取扱いを令和4年6月30日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）については、本取扱いを令和4年9月30日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和4年6月30日までとして申請（令和4年3月31日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和4年9月30日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号付けの通達の1.（2）の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるものとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

別添

国 自 安 第 ２４号
国 自 旅 第 ６１号
国 自 整 第 ５９号
令和4年6月1日

公益社団法人日本バス協会会長　殿

国土交通省自動車局
安全政策課長
旅 客 課 長
整 備 課 長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和4年3月9日付け国自安第172号、国自旅第513号、国自整第284号により、その取扱いを令和4年6月30日まで延長しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）については、本取扱いを令和4年9月30日までとしますので了知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

また、休車期間を令和4年6月30日までとして申請（令和4年3月31日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和4年9月30日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号付けの通達の1.（2）の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるものとします。

なお、道路運送車両法上、稼働しない車両については、必ずしも継続検査を受ける必要はなく、稼働を再開する際に改めて受検し、有効な自動車検査証の交付を受ければよいこととなっておりますので、ご参考までに申し添えます。

また、本通達は各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛、別添のとおり通知していることを併せて申し添えます。

国自安第７７号の２
国自旅第２０９号の２
国自整第１３８号の２
令和４年９月６日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿
各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車局安全政策課長
旅客課長
整備課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和４年６月１日付け国自安第２４号、国自旅第６１号、国自整第５９号により、その取扱いを令和４年９月３０日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）については、本取扱いを令和４年１２月３１日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和４年９月３０日までとして申請（令和４年６月３０日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和４年１２月３１日までに、休車期間が１２ヶ月以上の車両については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号付けの通達の１.（２）の「３ヶ月点検」は「１２ヶ月点検」と読み替えるものとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

別添

国自安第７７号
国自旅第２０９号
国自整第１３８号
令和４年９月６日

公益社団法人日本バス協会会長　殿

国土交通省自動車局
安全政策課長
旅客課長
整備課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和４年６月１日付け国自安第２４号、国自旅第６１号、国自整第５９号により、その取扱いを令和４年９月３０日まで延長しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）については、本取扱いを令和４年１２月３１日までとしますので了知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

また、休車期間を令和４年９月３０日までとして申請（令和４年６月３０日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和４年１２月３１日までに、休車期間が１２ヶ月以上の車両については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号付けの通達の１.（２）の「３ヶ月点検」は「１２ヶ月点検」と読み替えるものとします。

なお、道路運送車両法上、稼働しない車両については、必ずしも継続検査を受ける必要はなく、稼働を再開する際に改めて受検し、有効な自動車検査証の交付を受ければよいこととなっておりますので、ご参考までに申し添えます。

また、本通達は各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛、別添のとおり通知していることを併せて申し添えます。

国自安第１１３号の２
国自旅第３５９号の２
国自整第１９０号の２
令和４年１２月９日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿
各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車局安全政策課長
旅客課長
整備課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和４年９月６日付け国自安第７７号、国自旅第２０９号、国自整第１３８号により、その取扱いを令和４年１２月３１日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）については、本取扱いを令和５年３月３１日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和４年１２月３１日までとして申請（令和４年９月３０日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和５年３月３１日までに、休車期間が１２ヶ月以上の車両については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号付けの通達の１.（２）の「３ヶ月点検」は「１２ヶ月点検」と読み替えるも

のとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

別添

国自安第１１３号
国自旅第３５９号
国自整第１９０号
令和４年１２月９日

公益社団法人日本バス協会会長　殿

国土交通省自動車局
安全政策課長
旅 客 課 長
整 備 課 長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、３ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和４年９月６日付け国自安第７７号、国自旅第２０９号、国自整第１３８号により、その取扱いを令和４年１２月３１日まで延長しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）については、本取扱いを令和５年３月３１日までとしますので了知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

また、休車期間を令和４年１２月３１日までとして申請（令和４年９月３０日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和５年３月３１日までに、休車期間が１２ヶ月以上の車両については、令和２年３月３１日付け国自安第２１５号、国自旅第３３３号、国自整第３５７号付けの通達の１.（２）の「３ヶ月点検」は「１２ヶ月点検」と読み替えるものとします。

なお、道路運送車両法上、稼働しない車両については、必ずしも継続検査を受ける

必要はなく、稼働を再開する際に改めて受検し、有効な自動車検査証の交付を受ければよいこととなっておりますので、ご参考までに申し添えます。

　また、本通達は各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛、別添のとおり通知していることを併せて申し添えます。